

調布市議会改革検討代表者会議第10回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成24年5月14日（月） 午後2時01分～午後4時18分

於：全員協議会室

2 伊藤座長あいさつ

先日、議員研修会を行ったが、そのときに講演をいただいた内容を含め、今後議会改革につなげていければと思う。そうした意味から忌憚のない御意見をいただき、スピーディにこのことに当たっていきたい。

3 検討・協議事項

(1) 第9回代表者会議における合意事項

川畑副座長：それでは、日程1、第9回代表者会議の合意事項の確認をお願いする。その内容は、合意資料6として配付したが、「災害対応における議員対応は、災害発生時に、議会内に調布市議会災害対策支援本部を設置すること。また、そのための規定の整備を図ること」、「保育・手話・要約筆記サービスは、児童及び乳幼児の傍聴席・委員会室の入室を可とすること。また、手話・要約筆記は予算化を図り実施していくこと」、「一問一答方式導入は、基本的なルールを定め、第2回定例会から試行実施していくこと」である。確認の上、御了承をお願いする。

(2) 議会報告会・市民との意見交換会等について

川畑副座長：前回の会議で意見交換を行ったが、引き続き協議を行う。本件の全般にわたり質疑・意見があればお願いする。

ーなしー

川畑副座長：なければ、座長から確認を含め、いくつか質疑がある。

伊藤座長：このテーマは、議会報告会、委員会の出前議会、土・日・夜間議会、市民との意見交換会の大きく4つの提案である。最初に議会報告会を実施する目的、時期、場所などを提案委員4人に聞く。どなたかまとめてでもよい。

小林委員：目的、趣旨は、市民のための議会であることから、市民に議会を知っていただくことである。議員個人で対応すればよいのではないのかとの意見があったが、議会全体として、議会の活動内容を市民に伝える、あるいは市民の意見を聞く場にすべきである。時期は定例会終了後に議会で実施したことを御報告する。特に予算、決算の審議がされた後、当面2回くらいでよいのではないのか。場所は、公民館3館と、たづくりの映像シアターなど4会場、やり方は、各常任委員会が議会の報告をする。例えば、1常任委員会は、北部公民館で行う。議会全体の報告は、4常任委員会同一のものをつくって、市民に

説明する。市民の皆さんから、市政に対する要望、意見をお聞きし、議員は市民のパイプ役なので、しっかり行政に伝えることが中心であるというイメージでとらえている。

伊藤座長：提案委員の中で、追加の説明があれば伺う。

雨宮委員：地域のとらえ方だが、当面東西南北の4つくらいでよいと思う。軌道に乗ってきたら、10地域でもよい。大事なのは、全部の議員が何らかの形でかかわっていくことだ。報告会という共有できる場を通じて、認識の一致を図っていくことがすごく大事ではないかと思う。議会としての一致した意思に基づき報告会が今の場合重要だ。きっちりした合議による報告に関するシナリオづくりの準備は必要だと思うが、そのことを改めて加える。

伊藤座長：次に、意見交換をした場合、市民の意見、要望はその後どのように対応していくのか。

小林委員：市民の要望をできるできないの判断は、行政が予算を執行するので、行政にしっかりつなげていくことが大事なことなのかと思う。議会は、市民要望を責任をもって行政につなげていくパイプ役ということで、市民要望を持ち帰り、行政の取り組んでいる事業のうち、議会がこれは第一順位であると一致すれば、議会総意として行政に投げかけていくこともあるのかなと思う。

伊藤座長：意見交換となれば、議員も何らかの回答をその場でしなければならないこともあると思う。同じテーマが4つの場所で出されたとき、その場で統一的な見解は出せない。市民の意見、要望を聞くだけの場と考えていないか。

小林委員：議員個人で市民の声を聞くことはあっても、議会が市民の声を聞く機会は今までなかった。こういう場を通して、市民の声を伝えていくことは大事なと思う。ただ、討論会ではないので、市民の意見に対し討論をしかけていくようなことではないと思う。

伊藤座長：相手に伝わる意見交換会という響きは、意見を交換するので、その場で答えることを要求されることもあると思う。そこで、意見を聴取することだけでの実施に異論があるか。

小林委員：今まではお聞きすることはなかったので、議長の提案でよいと思う。

ドゥマンジュ委員：市民の方と意見交換をするのは、テーマによる。その場で回答できるか、持ち帰りになるのかは、テーマによって違うと思う。議会としてどういう決定したかのような事項はその場で答えられるが、行政に関する事項は持ち帰りになると思う。参考意見としてお伺いするとした議会報告会の例もある。

伊藤座長：おっしゃるとおりの内容を皆さん望んでいると思うが、市民の意見に議員が回答した場合、違う答えを他の議員が持っているとき、調整しながらやりとりができる環境が想像できない。

ドゥマンジュ委員：議会報告会は、自分の意見を言うのではないので、自分の意見を言いたければ、個人、会派の報告会でやっていただく。

伊藤座長：次に、報告会実施のときの体制は、出席者は例えば、常任委員会4つに分け

て実施するなら、7人ずつ4つの場所に分かれる。その場合、報告する内容の調整、作成、記録をとる、会場を設置する、最終的なまとめなどの役割分担が必要になるが、それぞれの委員会はすぐにできると思うか。

小林委員：7人の中で受付、司会、説明などをしっかり打合せをしてやればよいと思う。

伊藤座長：4つの常任委員会が、提案に挙げられていたので、7人というチームですべてが対応できる人数かなと思う。例えば議会を2つに分けるとか、1つで28人であれば、それなりに役割分担の負担が少なくなるが、そのような考えはあるか。

小林委員：どの形でもよいと思う。人数の多少ではなく、どのように行うか、打合せがしっかりできていれば、どの形でもできると思う。

伊藤座長：おおむね議会報告会はどのような形でやりたいのか、または内容が今示された。次に、出前議会のことで、出前委員会の場所、時期、内容をお聞きしたい。

小林委員：議会報告会と目的、趣旨は同じだと思うが、法的に開催できるかどうか、詰めていないので、例えば委員会の採決を市民の方に見ていただくよりも、予算などに詳細な丁寧な質疑が行われているところを市民の方に知っていただく意味で提案させていただいた。もし、時期早尚であれば、凍結をして。ただ市民の側に出ていくことを強調させていただく。議会報告会をまず実現できればと思う。

高橋委員：委員会の出前で提案したが、小林委員が言われたように、法的な問題、会場の条件等課題も多くあることは、理解している。議会側から、市民の側に出ていく。なおかつ市民の方に厳しい審査をしている現場を肌で感じていただきたい。課題がクリアできるのであれば、テストケースでもよいので、将来トライして、市民との距離感を少しでも縮めていければよいと思う。ハードルが高いのであれば、まずは議会報告会から、次のステップとして委員会の出前を検討させていただくというスタンスである。

伊藤座長：場合によっては、少し凍結してもやぶさかではないと承ったが、一方、今後検討協議する予定の委員会のネット配信が、数人の委員から提案されている。本会議のネット配信のアクセス数が最近ふえていると聞いているが、委員会にこういった配信が可能になれば、この提案は、いいよということのなるのか。

小林委員：ネット配信等と外に出ていくことは、ものが違うと思っている。

高橋委員：委員会のネット中継は、進めていきたいが、議会側から出ていくことに代わるものなのか、多少違うという理解だ。

伊藤座長：距離の問題ではないということか。

小林委員：そのとり、距離の問題ではない。議会側から市民のそばに行くという考え方だと思う。

高橋委員：距離の問題ではなく、我々から出向くことが重要だ。

伊藤座長：次に2点あるが、1つは土・日・夜間議会の説明、意見があれば、提案者に

お願いしたい。

雨宮委員：趣旨は、直接市民の皆さんが、議会に接する機会をふやすことだが、土・日しか体が開かない人も結構いる。おおむね平日勤めている勤労者、サラリーマン層を中心として、そういう人たちにも傍聴を保障するという意味である。

伊藤座長：今の発言は参考にする。土・日・夜間の議会開催は、平日の議会開催と大きく違ってくるのは、職員の配置である。日曜日に議会を開催したときの経費の増加は約50～100万円ということである。これを議論する上での課題として認識していただければと思う。市民との意見交換は、議会報告会と別に行うのか、同日、同時刻に行うのか、確認したい。

大河委員：議会報告をし、その後質問や意見を受けたらどうかと思っていた。議会報告会がだんだん進んでいくと、行政側でも様々な話をしているが、ただ事業をこの地域でしてほしいというだけでなく、議会への市民参加ということで、困った内容を聞くことで、その内容を政策提案として、条例化をし、議会として提案していくことも考えられるので、市民とともに考え、どんな問題意識を持っているのかを受けとめたりする意味では、議会報告会であってもよいと思う。まずやってみてはどうか。

ドゥマンジュ委員：地域性のある問題は、議会として市民の方に意見を伺う形の意見交換会もあるのかなということで提案した。もちろん、議会報告会の中で広く意見交換を伺う場も必要だと思う。多摩市議会には建設委員会が、マンション建設の問題で意見交換をしたということだった。

伊藤座長：提案委員以外の委員の発言があれば、伺いたい。

川畑副座長：提案委員以外の委員の発言はあるか。

雨宮委員：小林委員に伺うが、出前議会の法的な問題とはどのあたりのことなのか。

小林委員：採決を行うことについて、中でなくてよいのか、疑問があった。

大河委員：小林委員に伺うが、委員会の出前議会は、通常の審査の常任委員会だけでなく、ドゥマンジュ委員が言われたように、問題があったときに、担当委員会が出かけて行って市民から意見聴取をする意味合いのものも入っていればよいと思うが、どのように考えているのか。

小林委員：固まったイメージではないので、大河委員さんの言われたように、テーマごとに現場に近いところで、行うことも可能かなと思う。特別委員会も、地域に行って開催することもできると思う。そのことで、地域の方が傍聴に来やすくなる環境をつくるという意味合いである。

大須賀委員：議会報告会の提案で、28人全員出席の基本パターンを1回やってみる。予算、決算のあった議会の後に報告する。報告者は総括で議長が報告をして、あとは議案のあった委員会の委員長が報告する。それでやってみて、広げようというのわかるが、提案者は最初から複数の箇所で行う、もしくは職責ではなく、地域に応じて議員が行ったり、議員28人全員が報告する形で提案されているが、委員長等職責を持った議員以外の方が報告するとなると、報告に客観性を持たせるのはそんなに簡単ではない。調布の青年会議所

の例では、議会報告を試みたが、会派によっては、会派、政党の主張が宣伝合戦になってしい、やらないほうがよかったと意見があった。私の経験では、議事録の作成も大変だ。2、3時間の会議で、まるまる1週間くらいかかった。基本は議員が行うと考えていると思う。決して楽ではないことがいっぱいあるが、そのへんはどうなのか。

大河委員：そのことはよくわかる部分もある。横須賀市議会の例でなるほどと思ったのは、各委員会の発表はそれぞれ10分で行う。準備会でまとめた内容を議員全員で十分確認作業をやり、報告会は司会、報告者、記録などそれぞれ分担して行い、ビデオを撮り、映像の記録も残している。

雨宮委員：スタートを切ることが大事だと思う。最初は、1か所でもいいと思う。報告者は、職責のある人でなければというのは、必ずしもくみしないが、発表内容は、合議である。パワーポイントなどの活用がよいと思う。

高橋委員：大須賀委員の発言はよくわかる。まずは全員で1か所トライしてみることが肝要だ。

小林委員：大須賀委員から青年会議所の話が出たが、あのときの趣旨説明は議会を代表してということではなく、会派で行ったものである。

伊藤座長：議会報告会1点に絞り今後どのような形で進めていけば、実現性があるのか、すべての委員の御了解がいただけるのか含めて、提案者をお願いする。議会報告会は複数委員さんからとにかくやってみようという意味合いの発言があったが、ある程度準備をして実施するものだと思う。そこで、報告会の具体的内容、実施態勢、時期を検討いただき、正副座長に提出いただければありがたい。その間事前に、すべての委員で合意できるような打合せ等の御尽力をいただきたいが、いかがか。

小林委員：提案委員がほかの各委員に集まっていただき、案を練ってほしいという意味に受け取ってよいか。

伊藤座長：提案委員は5人いるが、案を詰めるに当たり、提案していない委員の意見を聞いていただく作業を含めて、お願いできないかということである。

小林委員：意味合いはわかった。

林委員：提案委員が中心となり、提案していない委員が合意できるように動いてみてくれないかという話だったと思うが、正副座長が意見を集約して座長案として提案されるのであれば耳を傾けるが、この件は肯定的な立場でない段階なので、賛成委員から報告会の実施を前提とした話を持ちかけられても、聞いて、はい、それでいきましょうということには、なりづらいと思う。

伊藤座長：それであれば、提案委員5人の方に具体的な内容を正副座長にお示しいただければと思うが、いかがか。

小林委員：林委員の話では、報告会は消極的であると受けとめたが、同じ会派の大須賀委員からは、できるかのような話を伺ったので、こういう方法ならできるのか、全くできないのか、もう一度林委員に伺いたい。

伊藤座長：今できる、できないを求めているので、できる、できないという表現は控

えさせてほしい。それぞれの提案がなるほどというところから最終的に実施に移せるような機会があれば、大いに前進すべき話になる。ぜひそうした取りまとめを5人の中でお願いしたい。

雨宮委員：今の話は、ある種の作業部会的な位置づけでやってもよいと思っている。それを取りまとめたものを座長に提出し、その後の進行は検討してもらう。

伊藤座長：提案委員5人の発言に温度差があると感じたが、こうした方向でどうだろうかという提案をいただきたい。

小林委員：当初、代表者会議の進め方の提案は、この場の議論を聞き、座長が案を提案することになっていたが、今の話は、提案者が案をつくるということになると、また違った形になってくると思う。

伊藤座長：あまり難しく考えないでほしい。議会が報告会を開催したいという思いをこちらに投げかけてほしいということなので、ベストミックスするのはそれからである。

小林委員：それは理解した。やるという方向性の5人と、今一步こういう形でという委員もいるので、そういう方にも入っていただいて、ある程度の形をやらないと、座長のところに持っていっても、これは飲めないという話になっても、建設的な議論にはならないと思うので、できればこの代表者会議の方々にもあるいはそこから指名された方が入っていただいたほうがよりよい提案になると思う。

伊藤座長：そこはぜひ提案委員以外の考えも当然入れてほしいという気持ちはよくわかるが、私どもにいただいた中で、正副座長としての考え方をそこに組み入れて、皆さんにお願いをしたときに、全委員が賛同できるか否かは、次の課題と考えていただけないか。

大河委員：こちらから正副座長に提出した内容を改めて正副座長がベストミックスして提案された場合は、少し検討する余地はあるのか確認したい。

林委員：それは、この件に限らずこの会議は、委員が意見を出し合って、議論を尽くした上で正副座長が受けとめて正副座長案を出すことになっている。

大河委員：この場ではなく、別な場で座長に提出するのかを聞きたかった。

伊藤座長：別な場で、別な時間に提案委員の中でそれぞれ異なっている提案内容を方向性を出したものにして正副座長に提出してください。それを正副座長が検討し、案として示せば、よろしいかなということなのだが。提案委員のお考えを私どもにいただけないかということである。

井上委員：市民のところに議会が赴き、そこで、議会の議論をしている状況を見ていただくとか、意見交換をするとか、その考え方自体に異論はないと、発言させていただいてきた。提案していない委員としてみると、議会報告会、意見交換会は、会派に帰って議論しなければならないが、個人的にはやり方によってはできるのかなと思う。委員会の出前議会や土日夜間議会も予算を伴う。実現可能性でいくと、インターネットによる委員会中継、録画放送を含めてできた場合は、もしかしたら、提案委員にはこれは取り下げてもいいよとい

う考えがあるかもしれない。例えば提案委員の中で、これが実現できればこれについては時間がかかってもいいということが、合意ができるのであれば、その時点で協議にのるのは、全く異論はない。

雨宮委員：資料27の意見等のくくりの中に、3つのグループ分けしたのがある。座長の集約は、そのうち一番上の部分について、提案委員で相談して具体案を示してもらえないかと理解しているが、それでよいか。

伊藤座長：議会報告会が一番可能性として近いかなという思いの中で、報告会を実施するとすれば、どういう形がいいのか、具体的な提案を調整していただいて、私どもにだけいただけないかということである。

雨宮委員：理解した。

川畑副座長：ほかにないか。

ーなしー

川畑副座長：それでは、この協議案件は、本日の協議内容を踏まえ継続協議とするが、よろしいか。

ー了承ー

(3) 議会運営委員会について

川畑副座長：提案番号96番について井上委員の説明をお願いします。

井上委員：議会運営の議論は、非公開の会議である幹事長会議でほとんど協議されていると個人的には認識している。実際に、この議会改革代表者会議に市民により開かれたという趣旨で、改革テーマを出されたと認識している。議会運営委員会は、公開の委員会であり、法定の委員会であるので、議会運営全般は、議会運営委員会ですべて所管することが必要ではないかという提案である。

川畑副座長：続いて、提案番号95番について、林委員の説明をお願いします。

林委員：緊急質問の許可基準に客観的基準を設ける件であるが、現在、緊急質問は、議員個人、会派の考えにより緊急性があると判断すれば、幹事長会議を経て緊急質問という形で実施されている。他会派及び議員から見た場合、緊急性があるのか、客観的に見てどうなのかなという例が幾つか散見されるので、ある程度客観的基準を設ける必要があるということで、提案した。

川畑副座長：続いて、提案番号93番について、雨宮幸男委員の説明をお願いします。

雨宮委員：現在調布市議会では、議案に対する賛成、反対の態度が、全会一致の場合には討論しないことになっている。態度は同じでも、その内容が違うこともあるので、討論の申し出をした議員に発言を認める趣旨である。

川畑副座長：井上委員の提案に、意見等があれば何う。

雨宮委員：議会運営にかかわることは、すべて議会運営委員会のことのように、違ったら訂正をお願いします。幹事長会議の立ち位置をどういうふうに見ているのか。

井上委員：個人的認識では、幹事長会議は各会派に対して報告事項だとか、政治的な議論を行う場であり、議会運営とか、多数決で決めることがなじまないような議論の調整の場であると認識している。

雨宮委員：議会運営にかかわるところは、もう少し具体的に、明確なイメージで表すとどのようなイメージになるのか。

伊藤座長：先般の意見交換をしていただいている中で、私なりに今の質疑に答える仕訳をしている。参考にしていただければと思うが、幹事長会議は、理事者からの報告、諮問、協議案件で、例えば損害賠償事件に関する訴えなど、議会運営に関するものは、議会役員構成、全員協議会の開催の決定など、もう一つは、議長からの報告・協議案件で、災害の義援金、市政調査費の使途、議員の研修に関する事などである。議会運営委員会は、当然議会運営に関することになるが、招集日、予定提出議案の説明等、会期日程、緊急質問許否の決定、その他先例・申し合わせ事項を含む議会の運営方法。もう一つは会議規則、委員会に関する条例等に関する事項としては、請願・陳情の審査があるが、その他新たに発生するものもある。今発言した内容を記載した資料を配付する。

大須賀委員：議会運営委員会が設置されるまでは、幹事長会議しかないのだから、議会に関することはすべて幹事長会議で行ってきた。正式に議会運営委員会が設置された後は、いわば2重構造、ダブルスタンダードで協議されてきた。先ほど井上委員が発言されたように、議会運営委員会は法律に基づいて設置され、公開である。一方、幹事長会議は任意機関で、非公開であることを考えると、市民に開かれた議会という、大きな前提として、改めてすみ分けをしたほうがよい。基本的には、議会人事、議案に関係のない理事者の報告は幹事長会議のほうがふさわしいと思う。議長から案をいただいたので、この案に基づき、これから意見を出し合って調整したら、よりよいものになると思う。

井上委員：もともと改選期、初めて議会運営を行うに当たり、議会人事を決める際、何らかの協議体がないと回っていかないとということで、幹事長会議を開き、物事を決めて、議会運営委員会につないでいく。これが本来の幹事長会議の位置づけだと思う。幹事長会議は歴史もあるし、重要な位置づけではあるが、議会運営委員会が発足した後は、幹事長会議の追認ということではなく、議会運営全般は、公開で法令に準拠している議会運営委員会で決めていくべきである。

雨宮委員：議会運営委員会の所掌事項で、1の議会運営に関する事項の最後の先例申し合わせ事項を含む協議、決定となっているが、この部分と今の代表者会議の議論との関係性を説明願いたい。

伊藤座長：先例申し合わせ事項がこうだから、これはこうですよということではなく、その時代、時々合った結論を導き出さなければならない課題が発生すると思うので、それは議会運営委員会で協議、決定してくださいという意味である。

雨宮委員：この代表者会議で列挙されている項目が、議会運営委員会の検討対象になり得るような内容がないのかという思いがあり、それは先例申し合わせにかかわることだとすれば、片や代表者会議でやっていて、同じような土俵で議会運営委員会で議論するのか、その辺がよくわからなかった。

伊藤座長：この議会改革代表者会議は、先例申し合わせ事項も議論をしていただき、方向性が出たもので、議会運営に関することは、議会運営委員会で承認、追認を求めることは今後もしていく。

雨宮委員：仕組みとしては理解した。

大河委員：この代表者会議で提案されていないことも、議会運営委員会で協議することになっていくのか。

伊藤座長：例えば会議規則の改正を行う場合、代表者会議で了承をいただいたとすると、次に改正することはいかがでしょうかと、議会運営に関することは、議会運営委員会に送る。そこで議会運営委員会に御了解をいただき、初めて効力を発する流れになるということが、ご質問の趣旨か。

大河委員：研修の講師の先生の話では、代表者会議に出ている項目以外にも見直しをしなければいけない、改正を求められるような規則があったと思われるので、それは改めて議会運営委員会で考えていくのかなと思ったので、お聞きした。

伊藤座長：議会運営委員会になると理解している。

川畑副座長：次に、緊急質問の許可基準の提案に意見等があれば伺う。

雨宮委員：客観的な基準を設けるのはなかなか難しいと提案者も言っていたが、まさにそのとおりだと思う。現時点で考えている緊急性の合理的妥当性はどのあたりに描いているのか。

林委員：議会運営委員会は、議会運営に関する事項を一番客観的に、妥当性をもって決められる場所だと思うので、こういう形でやられるのがよい。

雨宮委員：林さんなりに描いている緊急性の基準を聞いている。

林委員：人それぞれであり、具体的に言うのは難しいので、この提案をした。

雨宮委員：議会運営委員会で議論することは、一定の合理性はあると思うが、客観的な基準を例規的に明文化することは、かなり不可能に近い話なのかなと思う。

川畑副座長：次に、討論の申し出の提案に意見等があれば伺う。

林委員：もう少し具体例を挙げていただきたい。

雨宮委員：本会議ではないが、第1回定例会の総務委員会で、予算は全会一致だったが、委員長に申し出て討論を行った。過去に本会議場でもやったことはあるが、最終的な態度は一緒でも、内容を表明したいという意味合いで提案した。

井上委員：委員会付託した案件の討論は、時間制限付きで、原則認めることには会派として添えると思う。

林委員：委員長報告の拡充により、それぞれの会派の考え方が表明される場ができた。さらにプラスして本会議場での討論を繰り返すのは、委員長報告の拡充制度自体いかなものかなと思う。

伊藤座長：全部が賛成をしたときの想定はいかがか。

雨宮委員：全会一致の結論が出た際にも、討論の要求があった場合、認める。

林委員：ちょっと勘違いしている部分もあったが、委員会で議論が徹底的に行われているので、本会議で改めて申し述べる必要はないと思う。

伊藤座長：議会運営委員会は、先ほど配付した案を座長案として提案するがいかがか。

雨宮委員：一度持ち帰りをさせてほしい。

伊藤座長：一度持ち帰ると、半月、1月おくれていく。会派の代表者がここでの方向性を示すことに協力をいただければと思う。

雨宮委員：こだわりがあるのは、先例申し合わせを含めてとなると、改めて明確化された段階で、もう一度検証し直す必要がある。ぜひ一度持ち帰りにしていただきたい。

伊藤座長：議会運営委員会はいかなる協議が発生するかわからない。そこで方向性が定められるということになるので、先例申し合わせ事項云々ということは当たらないと思う。

ドゥマンジュ委員：代表者会議が終了すれば、その後先例申し合わせ事項は議会運営委員会にダイレクトにやることになるのか。

伊藤座長：当然そうなる。議会運営に関する事項は、議会運営委員会の議論なしで決定するとなると、どこでするのか、地方自治法の中でどこに定められているのか、伺う。

ドゥマンジュ委員：議会改革代表者会議が開かれているときは、そういう形でやられるが、この会議がなくなったときは、議会運営委員会で行うのか。

伊藤座長：この代表者会議に提案された事項は、ほとんど先例申し合わせ事項にあてはまらない事項だ。その先例申し合わせ事項は議会運営委員会で議論し方向性を定めることに不思議はないと思う。

ドゥマンジュ委員：システムがわからなかったのでお尋ねした。

伊藤座長：議会運営に関することは、すべて議会運営委員会で議論、決定していくことを改めて提案することを井上委員からいただいたので、私なりに解釈し、座長の提案をしていることを御理解いただきたい。

大河委員：先例申し合わせは、改選期にもらった薄い書類のことか。

伊藤座長：A4版の1センチ未満の冊子である。

大河委員：最後のところに、全議員は尊重することが書いてあったと思う。長い期間そうのようにしてきて、明文化したもののなので、どういう内容が含まれていて、これからどういうことをするのか確認する意味でも、持ち帰ることがそんなに難しいことではないと思う。

井上委員：持ち帰った場合は、どのくらいの期間がかかるのか伺う。

雨宮委員：次回でよい。

大河委員：まず確認ということである。

伊藤座長：次回冒頭にこのことを皆さんにお願いし、御理解をいただくということを前提に、会派に戻り内容を精査してほしい。

川畑副座長：座長の発言のとおり、御了承をお願いする。次に緊急質問と討論について、

座長から願います。

伊藤座長：緊急質問の許可基準と議案の討論の申し出があった場合の取扱いは、議会運営委員会に協議をお願いすることを提案したいが、いかがか。

井上委員：異議はない。

川畑副座長：ほかに。

—なし—

川畑副座長：座長の提案は御了承をお願いします。

(4) 少数会派について

川畑副座長：提案番号12番から15番までの説明を雨宮委員から願います。

雨宮委員：先例申し合わせの話も出てきていたが、調布市議会は歴史的に、少数会派というよりも、一人会派を認めてきている経過があるし、前回の議会改革協議会の際も、少数会派であっても、尊重することが確認されている。調布市議会の優れた部分であると評価しているので、提案した。

川畑副座長：次に、9番、10番、11番の説明を一括で林委員から願います。

林委員：一人会派の方は議員として敬意を表している上で話をする。過去歴史的経過を見ても、一人会派を認めてきて、前回の議会改革協議会でも同様に認められていると雨宮委員から発言があった。一方で、多摩の周辺の市議会を見ても、調布市議会と同様の扱いをしているところはほとんどないのは御存じのとおりだ。議会改革協議会では、多数の賛成で成立する方法が採られ、我々はその件は認めていない。議員1人の公平性などを総合的に勘案すると、歴史的経過はあるが、見直すべき時期に来ていると思う。

川畑副座長：ほかに補足説明があれば伺う。

ドゥマンジュ委員：一人会派を認めていることは、民主主義という点で優れているところだと思う。議員一人ひとりの発言する場が保障、確保され、一人になってもしっかり情報が伝わることでもある。少数意見を尊重するには、その意見をしっかり聞くことも大事だが、それだけでなく、多様な意見を出し合って、議会としてどういう意見をまとめていくのかが重要だ。議会改革は、市民に開かれた、また市民にわかりやすい議会を目的に議論していることを考えれば、一人は会派として認めないのは、疑問が残るところだ。

大河委員：会派は議会内部の論理であり、市民から見れば、そのことで市民のいろいろな意見や内容が議会でどう話せるかとは、違ってくと思う。議会は多様な意見をどう反映して、機関の意見として集約していくのかという話になると思うので、現在の少数会派の運営は調布市議会の特徴であり、市民の方から調布市議会のやり方が不公平、やり方がおかしいという意見は一度も聞いたことがない。

雨宮委員：交渉団体の人数規定は、3人から2人になった根拠は何か。

林委員：前回3人以上で提案したが、認められなかったのが、最低限会派は複数以上であろうということで、2人以上とした。

井上委員：議会制民主主義にのっとり、少数会派を尊重するという記載だが、現時点で尊重されていないことがあるから、提案されたのか。

ドゥマンジュ委員：今どうこうということではなく、あるべきということから提案した。

井上委員：9人の会派の代表は9人の思いを持って出席している。多数会派の代表者は代表者以外の議員の思いを発言していると思うが、そのところはどのような考え方なのか伺う。

ドゥマンジュ委員：会派の人数というよりも、議員は一人ひとり選挙で出てくるときに市民に選ばれて出てくるので、支持している市民のことを考えれば、数の多寡によって市民の意見が出ない場合があってはいけないということである。

井上委員：例えば体育館をつくる場合、会派内で議論し、最終的に南部につくることでまとまったが、当然北につくってほしいという意見もある。その際、1人会派の主張を尊重する考えでいけば、我々の会派は7人なので、7つの意見があるとなったときに、体育館はどこにつくるのか、28人の議会として決められないことに、つながっていくと思う。結論は求められているので、会派内にはいろいろな意見はあるが、最終的に落とし所をつくり、物事を決めていくことになる。少数会派の意見を全く尊重しないとやっているのではなく、ある程度人数のいる会派で集約した発言も重みがあることを認識していただきたい。

雨宮委員：合意を形成するためにここで議論している。委員は会派の代表で出ているがここの場合ではそれぞれの委員は1対1の重さで議論している。それを踏まえて議論していかないと、何のために議論しているのかわからなくなる。

小林委員：前回加藤先生の講演を聞いたと思う。国立市議会は1人会派が8人いる状況を聞いたとき、それはどうなのかというコメントがあった。だから言うわけではないが、同じような趣旨の考え方であれば、一つの会派として一緒にやれないものかと思っている。

林委員：雨宮委員の意見には聞く耳を持っている。議論は1対1でやるが、1議員平均値2,000票とすると7人の会派であれば、1万4,000票、1人会派2,000票であるが、1票の重みと、議論としてのやりとりのバランスを考えると、一定の基準は必要だ。

高橋委員：加藤先生の講演では、会派という形で構成されている議会においては、発言力だけでなく、会派の運営の中で、自分たちの思いを達成するためには、意見の同じ議員が行動を共にすることで、お互いにプラスになる。意見の同じ議員がより多く会派という形で組んだほうがメリットは大きいとおっしゃっていた。ここでは1対1で議論をしているものの、そういった背景は皆抱えて議論していると理解している。何か間違っていたら、御指摘ください。

伊藤座長：参考にするかしないかは、それぞれの立場で結構だが、現在の幹事長会議における単国会派の考え方は、調布市議会の概要に記載がある。幹事長会議の出席は原則として、所属議員複数の会派の幹事長、議会運営委員長、招集者は議長、進行は副議長が行うことになっている。議会運営は、全面的に議会

運営委員会に一任するが、意見書など会派の調整や、議会運営委員会で調整の整わなかった場合は、幹事長会議で協議した例はある。幹事長会議の決定事項は、各議員は尊重することになっているなどである。もう一つ、平成7年当時の幹事長会議の記録にも単数会派の議論の記載があるが、後ほどお渡しするので、お目通しをしていただきたい。これによると、1人会派の方は、会議の情報を得るために出席し、発言を許されていなかった。その後現在に至るまで、徐々に皆さんの御理解をいただいたのか、もしくは慣例としてここまで来たのかということがあるのかと思っている。正式に所属議員複数の会派が出席をする定めがあるが、情報を提供するために、1人の出席を許すということが当時方向性として定められている。

そのことを踏まえ、少数会派についても、次回もう一度皆さんで議論し、方向性が定められれば、定める。もしくは議論が必要であれば、議会運営委員会で協議する方法もあると思っているので、よろしくお願ひしたい。この件は継続とする。

川畑副座長：なお、幹事長会議における1人会派の呼称については、次回提案説明をお願いする。残った検討協議事項は次回議題とする。

3 その他

○ 第11回の代表者会議の日程について

第2回定例会が終了していることを前提に6月22日（金）、午後2時から、場所は全員協議会室で開催することを確認した。

合意資料6：第9回代表者会議合意事項

資料27：第10回検討資料

